

申請書類一覧【法第34条1号（店舗等）】

令和7年4月1日 鹿沼市 都市建設部 都市計画課 開発指導係

申請条項			No.	書類の名称	様式	説明
29	43	42				
○	○	○	1	許可申請書	A01	【29条】開発行為許可申請書
					A27	【43条】建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書
					A26	【42条】予定建築物等以外の建築等許可申請書
○	—	—	2	関する工事関係書類	—	関する工事一覧表（施工箇所の地番、施工面積、工事種別等）、 施工図面、有地番登記事項証明書、施行同意、印鑑証明
○	○	○	3	権利者一覧表（※）	A13	（※）申請土地が二筆以上の場合 既存建築物がある場合は、当該建築物の権利者一覧表も添付
○	○	○	4	権利者の同意書 （申請時以前3ヶ月以内の印鑑 証明書添付）	A12	所有権、抵当権等、開発行為（開発行為に関する工事も含む）の 妨げとなる権利を有する者の同意書 既存建築物がある場合は、当該建築物についても添付
○	○	○	5	土地（建物）登記事項証明書	—	申請時以前3ヶ月以内のもの（原本） 既存建築物がある場合は、建物登記事項証明書も添付
○	○	○	6	委任状（※）	—	委任日、申請地の地番、代理人の連絡先等を記載 （※）手続きを代理人に委任する場合
○	○	○	7	住民票（※）	—	（※）申請者が個人の場合 申請者世帯全員分（本籍、続柄入り）（申請時以前3ヶ月以内の原本）
○	○	○	8	法人登記事項証明書（※）	—	（※）申請者が法人の場合（申請時以前3ヶ月以内の原本）
○	○	○	9	設計説明書	A05	別紙記載例参照
○	—	—	10	公共施設の管理者等一覧表	A06	開発行為に係る従前及び新設の公共施設に係るもの 公共施設：道路、水路、下水道、雨水浸透槽、ごみ集積所、消火 栓、防火水槽、公園、空地（緑地）等 （※）番号は公共施設新旧対照図と対応させること（新設・廃止・ 付替え等がわかるようにすること） （※）各公共施設の構造図等添付
○	—	—	11	付替えに係る公共施設の新旧一覧表	A07	開発行為により付替えする公共施設に係るもの （※）番号は公共施設新旧対照図と対応させること
○	○	○	12	資金計画書（※）	A08	（※）非自己用の場合、資金計画書様式に収支計画、資金計画を 記載し、預金残高証明書、融資証明書を添付
○	○	○	13	申請者の資力及び信用に関する 申告書（※）	A10	（※）非自己用又は1ha以上の自己業務用の場合、申告書及び以 下の書類を添付 ・申請者の法人税又は所得税の納税証明書（欄外参照） ・業務経歴書 ・法人登記事項証明書（個人の場合は履歴書） ・財務諸表（法人の場合） ・暴力団員等に該当しない旨の誓約書【A10-2】
○	○	○	14	工事施行者の能力に関する申告 書（※）	A11	（※）非自己用又は1ha以上の自己業務用の場合、申告書及び以 下の書類を添付 ・工事施行者の法人税又は所得税の納税証明書（欄外参照） ・事業経歴書 ・法人登記事項証明書（個人の場合は履歴書） ・建設業の許可証明書

申請条項			No.	書類の名称	様式	説明
29	43	42				
○	—	—	15	公共施設の管理に関する協議書	—	新たに設置される公共施設の帰属・管理及び従前の公共施設の帰属について作成 (※)「栃木県開発許可事務の手引き」、「栃木県土木工事共通仕様書」、「鹿沼市宅地開発指導要綱」、「鹿沼市開発許可等審査基準」、「協議担当部局一覧」を参照の上、開発許可申請前に担当部局と協議すること(上水道も協議必要)
○	—	○	16	消防水利に関する協議書(※)	—	開発行為における消防水利についての意見書 (※)消防水利新設の場合は構造図等添付
○	○	○	17	道路法等の許可書の写し(※)	—	乗入口設置、周辺道路内既設管への下水道本管接続、側溝や水路への放流管設置等がある場合(占有許可、施工承認) (※)公共施設の施工については、「栃木県土木工事共通仕様書」等を参照のこと (※)上水道工事等、開発許可後に道路占有申請をする場合は、舗装構成や道路復旧について道路管理者とあらかじめ協議の上、協議記録及び施工図面を添付すること。
○	○	○	18	水利組合等の放流同意書	—	排水を水路等へ放流する場合
○	○	○	19	法第34条第1号該当の建築物に関する計画書	A14	計画書様式に事業計画、付近の状況等を記載し、以下の書類を添付 ・土地、建物の賃貸契約書等の写し ・預金残高証明書、融資証明書等 ・仕入れ先等の取引証明書(仕入れ先の商品納入証明書等) ・当該施設について関係部局との協議が調っていることを証する書類(関係部局との協議記録、許可見込み等) ・資格・免許を必要とする場合はその証明書 ・定款等の写し(申請者が法人の場合) 等
○	○	○	20	連たん図 連たん名簿	—	連たん図は都市計画図及び住宅地図により作成 記載事項: 開発区域、方位、縮尺、主たる建築物の戸数 □ 建築物の敷地が50m以内(1ヶ所に限り60m以内でも可)の間隔で50以上連たんしている地域であること。
○	○	○	21	既存公共施設に関する同意書	—	官民境界協定書の写し、開発行為に係る公共施設の管理者の同意書 等
○	○	○	22	店舗併用住宅の場合の必要書類(※)	—	(※)店舗併用住宅の場合、店舗に係る基準と専用住宅に係る基準をそれぞれ満たす必要があるため、専用住宅についての必要書類も添付すること。
○	○	—	23	位置図(29条:1/50000以上) (43条:1/2500以上)	—	記載事項: 開発区域の位置、方位、縮尺、市街化区域と市街化調整区域との境界等
○	○	○	24	公図写し	—	申請時以前3ヶ月以内のもの 記載事項: 開発区域、転写年月日、転写者の氏名・印(関する工事がある場合はその箇所)
○	—	—	25	開発区域図(1/2500以上)	—	記載事項: 開発区域、方位、縮尺等
—	○	○	26	付近見取図(1/2500以上)	—	記載事項: 開発区域、方位、縮尺、周辺の公共施設等
—	—	○	27	敷地位置図(1/1000以上)	—	記載事項: 開発区域、方位、縮尺、建築物等の配置状況等
○	○	○	28	現況図(29条:1/2500以上) 敷地現況図(42条、43条:1/500以上)	—	記載事項: 開発区域及び現況、方位、縮尺、建築物及び工作物、道路等
○	—	○	29	土地利用計画図(1/1000以上)	—	記載事項: 開発区域、方位、縮尺、開発区域内及び境界の工作物、建築物の配置、道路(種別・名称・幅員等)、切盛土、排水施設、浄化槽人槽、排水管の管種・管径、放流先、消防水利の位置及び形状、区域外で行う工事(「関する工事」)等
○	—	—	30	造成計画平面図(1/1000以上)	—	

申請条項			No.	書類の名称	様式	説明
29	43	42				
○	○	○	31	排水施設計画平面図（1/500 以上）	—	☐ 敷地の形状が概ね整形である等、合理的な土地利用を図る上で支障がないものであること。 ☐ 開発区域の境界には、原則として、植栽又はブロック等の工作物を設置すること。（29 条許可申請の場合） ☐ 排水施設（浄化槽、雨水樹等）が適切に設置されていること。 ☐ 前面道路に開発区域の 6 分の 1 以上、又は 10m 以上接していること。（袋路状道路は除く。） ※給水計画も含め、兼ねられる図面はまとめて可
○	—	○	32	給水施設平面図（1/500 以上）	—	
○	—	—	33	造成計画断面図（1/200 以上）	—	記載事項：開発区域の境界、切盛土の厚さ、盛土材、地盤、予定建築物、擁壁等の工作物、道路、土砂条例該当の有無等
○	—	—	34	がけの断面図（1/50 以上）（※）	—	記載事項：高さ、勾配、地質、構造等 （※）開発区域内又はその周辺にがけが存する場合
○	※	※	35	擁壁の断面図（1/50 以上）（※）	—	開発区域境界及び区域内の工作物の構造図（寸法、勾配、材料、根入れの深さ、水抜き穴の有無等）（新設、既設） （※）擁壁の高さが 1 m を超える場合は計算書又は大臣認定書添付 （※）擁壁の根入れは 35 cm かつ擁壁高さの 15/100 以上 （※）43 条、42 条申請の場合も、工作物があれば構造図を添付
○	○	○	36	排水施設構造図（1/50 以上）	—	浄化槽の仕様書、放流水の敷地内処理装置の構造図、雨水浸透樹の構造図等
○	—	—	37	公共施設新旧対照図（1/1000 以上）（※）	—	実測図によるものを作成 （※）各公共施設の番号は、公共施設の管理者等一覧表及び付替えに係る公共施設の新旧一覧表と対応させ、新設・廃止・付替え等がわかるようにすること
○	○	○	38	求積図（1/1000 以上）	—	実測図による三斜法又は座標計算（開発区域、関する工事部分） ☐ 店舗等（又は店舗併用住宅）の場合、開発区域の面積は 500 m ² （駐車場の確保等特に必要と認められる場合は 1,000 m ² ）以内であること。 ☐ 複合店舗の場合、開発区域の面積は全体として 1,000 m ² 以内であること。
○	○	○	39	予定建築物の平面図・立面図	—	方位、縮尺記載、求積表添付 立面図は東西南北方向のもので、最高の高さを記載すること 具体的内容については『栃木県開発許可事務の手引き』参照 ☐ 建築物（店舗等）の用途は次のいずれかに該当するものであること。 ・建築基準法別表第 2(ろ) 項第 2 号に掲げる建築物 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の施術所 ・ガソリンスタンド ・自動車修理工場（ただし、主として自動車の販売展示を行うものを除く。） ☐ 店舗等（又は複合店舗）の場合、建築物の延床面積は 200 m ² 以下であること。 ☐ 作業場を伴う建築物の場合、作業場の床面積の合計は 50 m ² 以下、かつ原動機を使用する場合の出力の合計は 0.75kw 以下であること。 ☐ 店舗併用住宅の店舗部分の延床面積は 200 m ² 以下、住宅部分の規模は敷地面積 500 m ² を上限として認められる範囲であること。 ☐ 店舗併用住宅は、申請者（店舗等の経営者）が自らの生活の本拠として居住するものであること。 ☐ 予定建築物の高さは原則として 10m 以内であること。
—	○	○	40	現地写真	—	境界標の設置状況その他申請地の状況が判る写真

申請条項			No.	書類の名称	様式	説明
29	43	42				
－	○	○	41	開発行為又は建築等に関する証明願（60条証明）	A30	2部提出 ※29条許可申請の場合は制限解除または完了時に提出
○	○	○	42	その他市長が必要と認める書類（※申請内容に応じて、追加で添付書類や関係各課との協議を求めることがあります）	－	・L型擁壁の水抜き穴同意書（隣接地） ・下水道の区域外流入許可書、浄化槽設置協議、上水道協議 ・狭あい協議 ・災害危険区域等の除外 等

○申請書類の提出部数は1部です。（「開発行為又は建築等に関する証明願」のみ2部提出）

○各様式は、鹿沼市のホームページからダウンロードできます。

○申請の受付から許可又は不許可処分までの標準処理日数は、29条許可申請は20日、42条・43条許可申請は15日です。（ただし、開庁日及び申請書類の訂正に要する日数を除きます。）

○盛土規制法のみなし許可に該当する場合は、盛土規制法の技術的基準に適合させる必要があります。

○添付する納税証明書について

開発行為許可申請書に添付する納税証明書は、都市計画法第33条第1項第12号の規定に基づき、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用、又は能力があるか否かを審査するための書類です。未納の税額がないかどうかの観点から審査しますので、必要な書類は「その1」及び「その3」となります。原則として、直近の事業年度における国税の納税証明書を添付してください。

- ・納税証明書（その1）…納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明

証明が必要な税目：【個人の場合】「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」

【法人の場合】「法人税」、「消費税及び地方消費税」

- ・納税証明書（その3）…未納の税額がないことの証明

証明が必要な税目：【個人の場合】その3の2（「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」）

【法人の場合】その3の3（「法人税」、「消費税及び地方消費税」）